

第 3 1 回 軽米町議会臨時会

令和 4 年 7 月 6 日 (水)

午前 1 0 時 0 1 分 開 会

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 損害賠償請求事件に係る訴えの提起に関し議決を求めることについて

日程第 4 議案第 2 号 令和 4 年度軽米町一般会計補正予算 (第 3 号)

○出席議員（12名）

1番	上山	誠	君	2番	西舘	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	舘坂	久	人	君
7番	大村		税	君	8番	本田	秀	一	君
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋		隆	君	12番	松浦	満	雄	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町		長	山本	賢一	君
総務課	総括課	長	福島	貴浩	君
産業振興課	総括課	長	江刺家	雅弘	君

○職務のため議場出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	関向	孝行	君
議会事務局	主事	竹林	亜里	君
議会事務局	主事	松坂	俊也	君

◎開会及び開議の宣告

- 議長（松浦満雄君） ただいまから第31回軽米町議会臨時会を開会いたします。
ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時01分）

◎諸般の報告

- 議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。
本日付で町長から議案2件の提出がありました。いずれも配布してございますので、朗読は省略いたします。
7月4日午前10時から議会運営委員会が開かれ、2件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。
以上で諸般の報告を終わります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において6番、館坂久人君、7番、大村税君の両名を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（松浦満雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う者あり〕
○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間に決定しました。
-

◎議案第1号及び議案第2号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（松浦満雄君） 日程第3、議案第1号 損害賠償請求事件に係る訴えの提起に関し議決を求めることについて及び日程第4、議案第2号 令和4年度軽米町一般会計補正予算（第3号）の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 損害賠償請求事件に係る訴えの提起に関し議決を求めることについて及び議案第2号 令和4年度軽米町一般会計補正予算（第3号）について、総務課総括課長、福島貴浩君。

〔総務課総括課長 福島貴浩君登壇〕

○総務課総括課長（福島貴浩君） 議案第1号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号は、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、損害賠償請求事件に係る訴えの提起に関し、議会の議決を求めることについてでございます。

理由につきましては、かるまい交流駅（仮称）建設予定地に廃棄物を埋設した県が損害賠償請求額の支払いに応じないため、当該金額の支払いを求める訴えを提起しようとするものでございます。

次に、詳細についてご説明申し上げます。事件の名称につきましては、損害賠償請求事件でございます。

原告及び被告につきましては、原告は軽米町、被告は岩手県と議案書に記載のとおりでございます。

事件の内容につきましては、かるまい交流駅（仮称）建設予定地から出土した埋設廃棄物の撤去処分費等について、埋設した岩手県が当該廃棄物の撤去費用の支払いに応じず町に損害が発生したため、主位的には埋設行為者たる岩手県に対し損害賠償請求を行うとともに、岩手県への請求が棄却された場合に備えて、予備的に対象土地の売主、以下相続人を含めてA氏といいます、にも同一の賠償請求を行うものでございます。

訴えの趣旨及び原因についてでございます。

訴えの趣旨につきましては、被告は原告に対し、金1億9,533万458円及びこれに対する令和2年11月20日から支払済みまで年3分の割合による金員を払うこと、訴訟費用は被告の負担とすることとの判決を求めるものでございます。

訴えの原因につきましては、岩手県（医療局。以下「県」という）は、昭和23年頃から昭和44年まで、岩手県九戸郡軽米町大字軽米第8地割字大軽米87番に所在する計3筆の土地（87番1、同2、同8）をA氏の相続人より賃借して、岩手県立軽米病院（以下「県立病院」といいます）を運営しておりました。

平成29年にA氏側から当該土地を購入した町が、令和2年11月に購入目的に基づき土地を掘削したところ、県立病院のものと判断される医療系廃棄物が多数埋設されていることが判明しました。

町では埋設行為者たる県に廃棄物の対処を要請したが、県が自ら埋設廃棄物の撤去をしなかったこと等から、町が埋設廃棄物を撤去せざるを得ず、多額の損害を被ったため、県に当該損害の賠償を求めてきました。

これに対し県は、当時は廃棄物処理法が制定されておらず、昭和46年まで施行されていた清掃法では廃棄物を地中に埋設することは違法ではなく、原状回復義務もないなどと主張しており、賠償を全面的に拒否しているものです。

町が撤去した埋設廃棄物は、県立病院の敷地であった場所から出土し、発見された埋設物の種類や性状、発見された地中の埋設地点に関する地層分析の結果や埋設の態様などから、当時の県立病院の関係者が病院事業に関連または付随して生じた様々な廃棄物を埋設したものにほかならないと認められるものです。

町としては、県には原状回復義務があり、撤去費用をはじめ撤去等のため町が支払いを余儀なくされた各種の費用は、埋設行為に起因して生じた損害として原因者たる県が負担すべきと判断し、責任追及のため提訴を希望するものです。

また、県の法的責任が否定された場合、医療系廃棄物が埋設された土地の売主たるA氏に対し、瑕疵担保責任（契約不適合責任）に基づき、町の損害の賠償請求を行う必要があります。紛争の一次的解決の見地から、県とA氏の双方を被告として町が被った損害の賠償を求めるものであります。

訴訟遂行の方針につきましては、弁護士を訴訟代理人と定めること。第1審判決の結果、必要がある場合には上訴するものとし、被告が上訴した場合または反訴した場合は応訴すること。訴訟遂行の過程において必要がある場合は、和解することができることとしております。

次に、議案第2号の提案理由をご説明申し上げます。議案第2号は、令和4年度軽米町一般会計補正予算（第3号）であります。

内容でございますが、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ440万円を追加し、歳入歳出それぞれ8億2,078万1,000円とするものでございます。

かるまい交流駅（仮称）建設予定地から出土した埋設廃棄物の撤去処分費等について、埋設した岩手県が当該廃棄物の撤去費用の支払いに応じず町に損害が発生したため、損害賠償請求事件に係る訴えの提起に関する弁護士依頼の経費についてを歳入歳出予算の主な内容とするものであります。

議案第1号と第2号につきまして、ご審議の上ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案2件については、特別委員会を設置し、これに付託して審査する予定でございますが、この際総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

中村正志君。

○4番（中村正志君） 今提案説明の中で、議案の内容として売主に対してA氏という言葉をお使いになっていました。今回、先ほど写真撮影の許可も報道機関に対してさ

れたということですがけれども、報道機関が書くか、書かないかは分かりませんが、報道機関がこのことについて実名を出していいのかどうか、その辺のところは当局としてどのようにお考えなのでしょう。

我々議員は、議案をもらって誰なのかは分かっているのですがけれども、この議案がどの程度公表されるものなのかどうか、その辺のところがちょっと曖昧だなという、今A氏という言葉で議案説明されていますので、その辺がちょっと分かりづらいなと思いましたので、当局の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 中村議員のご質問にお答えします。

被告に記載している個人情報、議案を審議する上で重要な情報であるとともに、既に土地取得議案などで公開してございますので、議員に対しては非公開としてはおりません。

しかしながら、議場での傍聴用やマスコミ等対外的には、議案の情報をマスキングの上公開することが望ましいと考えております。

理由といたしましては、町の個人情報保護条例第3条、実施機関の責務として、個人の権利や利益を不当に害するようなプライバシーの侵害に配慮するよう努めたものです。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦満雄君） よろしいですか。

中村議員。

○4番（中村正志君） はっきり言って、では新聞社が報道するときに実名を使っていいかどうか、そのところだけ確認したい。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまの中村議員のご質問にお答えします。

報道については、実名は差し控えていただきたいと思います。

○議長（松浦満雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案2件については、委員会条例第5条第1項の規定によって、令和4年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案2件については、特別委員会を設置

し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会の委員は議長を除く全員を選任することに決定しました。令和4年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会終了まで休憩とします。

午前10時17分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（松浦満雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第1号及び議案第2号の審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第3、議案第1号 損害賠償請求事件に係る訴えの提起に関し議決を求めることについて及び日程第4、議案第2号 令和4年度軽米町一般会計補正予算（第3号）の2件を一括して議題とします。

議案第1号及び議案第2号の2件について、特別委員会での審査結果の報告を求めます。

令和4年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会委員長、細谷地多門君。

〔特別委員長 細谷地多門君登壇〕

○特別委員長（細谷地多門君） 委員長報告をさせていただきます。

本臨時会におきまして令和4年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会に付託された案件は、議案第1号 損害賠償請求事件に係る訴えの提起に関し議決を求めることについて及び議案第2号 令和4年度軽米町一般会計補正予算（第3号）でございました。

軽米町役場3階会議室において、当局の出席の下、提案理由の補足説明を求め、慎重な審議がなされました。

一部紹介しますと、中身について、このように至った経緯、根拠等について委員から質問があり、当局の答弁は、町としてもこのような裁判という形を取りたくなかったが、主張要望が残念ながら聞き入れてもらえず、やむなくこのような経緯に至った、そして裁判官から責任論を認めてもらうという姿勢の答弁でございました。各委員から終始活発な議論がなされました。

結果について報告いたします。一部委員から反対があったので、採決は2回に分けて行いました。議案第1号は賛成多数で可と決し、議案第2号も賛成多数で可と

決したことを報告いたします。

以上、委員長報告といたします。

○議長（松浦満雄君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 本臨時会に提案されました議案第1号、第2号に反対でございますので、その理由を述べて皆さんのご賛同を得たいと思います。

現在建築が進められております、かるまい交流駅（仮称）の医療廃棄物が出たことによる処理費用、約1億9,000万円かかる費用を裁判によって解決するという議案でございますが、方法について反対でございますので、その理由を述べますのでよろしくお願い申し上げます。

県立軽米病院は、軽米の町民と岩手県と協力し合って町民の健康と暮らしを守る随一の軽米の宝だと、そういう施設だと思っております。この軽米病院につきましては、現在進められているかるまい交流駅（仮称）をスタートにいたしまして、旧軽米小学校のグラウンド、それから現在の軽米中学校の校舎の跡地、それぞれ町民の協力を得て、町民が力を合わせて守ってきた施設であります。その施設の関係について、こういう形で問題視されるのは非常に残念なことだなど、そう考えております。

今回のこの問題につきましては、町より要望がなされ、県の回答がありましたが、その中で県は支出しなければならない根拠を示してほしいという回答があり、私から見ますと、町がそれに答える十分な資料を持ち合わせていないというのが現状だというふうに私は認識しておることが第1点。

それから第2点は、裁判という形になりますと、多分2年から3年の月日がかかると思います。多大な裁判費用がかかり、町民の負担が多くなる、そう考えられることもあります。

したがって、私は町と県に改めてお願い申し上げ、町で、あるいはあっせんによる円満解決を期待するものでございます。

いずれ病院の跡地、かるまい交流駅（仮称）の建築というふうな観点から考えて、裁判という方法でなく、岩手県と軽米町が争うというような構図はぜひ避けて、円満解決の方策をさらに努力してもらいたい。

したがって、今回提案されております裁判で争うという議決には反対、そのために要する費用440万円の補正予算の案件についても反対でございますので、どうぞ熟慮の上、円満解決選択の道を閉ざさないように、皆様のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 委員長報告に賛成者の発言を許します。
上山誠君。

〔1番 上山 誠君登壇〕

○1番（上山 誠君） 私は、第1号議案の訴訟の提起に関する議案及び第2号議案の補正予算に賛成の立場から討論したいと思います。

今回のかるまい交流駅（仮称）建設予定地から埋設された多数の医療廃棄物等が見つかった事件は、埋設物の所有者である県医療局に医療廃棄物が出土した時点で町は報告し、医療廃棄物の処分方法も協議し、県からの回答もいただいて行うことにし、経費負担も前向きに検討しますとの回答を得たり、様々なことがあり、処分業務の内容も支障がないので進めてくださいとのことから、軽米町が法律に基づき適正に撤去処分を行ったものでございます。

しかし、県は県立病院運営当時に施行されていた清掃法により廃棄物を地中に埋設することは違法ではなかったとの主張をし、県に費用負担を求める法的根拠を求め、和解の見込みが立たないということでございます。

埋設物には県立軽米病院の名前入り体温計なども見つかり、埋設物は明らかに病院の事業に伴い使用されていたものを埋設したと考えられます。他人の土地に無断で廃棄物を投棄した県が、原状回復のために撤去等に要した費用の負担を認めないという主張がまかり通るような世の中であってはならないと考えますし、それを主張しているのが県民を守る立場にある県であるということを非常に残念に思います。

廃棄物の発見から2年の歳月がたとうとしております。今回の事件を総体的に収束させるためには提訴もやむを得ないと判断し、賛成するものであります。

以上、議員各位の賛同をよろしく申し上げます。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 反対討論なしですか。

では、賛成者の発言を許可します。

中村正志君。

[4 番 中村正志君登壇]

○ 4 番（中村正志君） 私から賛成の立場で討論をさせていただきます。

私、当初この議案を見たときには、賛成というよりは、逆に言えば反対というふうな気持ちのほうが非常に強かったものでございます。

ただ、私もこれまでかるまい交流駅（仮称）の医療廃棄物の処理につきましては、昨年3月から毎回一般質問をして自分の疑問を解こうとして、当局の考えを聞いてきたわけではございますけれども、なかなか明確な答弁が得られていないということで、私自身も理解できないことが多かった。

ただ、今回特別委員会で当局の課長の丁寧な説明をいただきまして、非常に理解が深まった。ああ、こういうことだったのかという、やはりその理解が深まったことによって、ついにもうここまで来たのかと、もう裁判しか方法はないのかというふうなことを、私も委員会をやっている間に非常に悩みました。反対すべきか、賛成すべきかと。

でも、いろんな話を聞きながら理解をしていくときに、これからの軽米町を考えたときに、やはり早く決着をつける、そのためにはもう司法の場に委ねるしかないのではないかというふうに私自身結論を見いだしました。

まず、県の姿勢が、はっきり言って、私も県民ではございますけれども、情けないなど、逆に言えばそういうふうな感じを受けました。県は、やはり市町村を指導する立場である。であれば、もっと自分たちの考えをきちっと、いろんな人から話を言われても、しっかりしたまっすぐな気持ちで対処すべきではないのかなど。これまでやはり町は、職員も一生懸命県の指導を仰ぎながら事務処理を行ってきたものだと思います。それに対して一番がっかりしたのは、二戸保健環境センターがやったことだから医療局は関係ないというふうな言葉、あり得ない言葉です。こういうことをやるような岩手県であってはいけません。本来こういうことはあり得ないことだと思いますけれども、こういうことについても非常にがっかりしました。

ですから、今回はもう弁護士同士のお互いのやり取りになるかと思っておりますけれども、司法の場での判断を仰いで、はっきりして、町長も全て全額というふうなことまではいくのかどうか分からないのですけれども、ある部分の中ではそこで妥協してといいますか、私も今までそういうふうな提案もしてきておりますので、あるところではもう和解までいくというふうなことも期待して、早く、2年、3年とかからないで、できれば来年7月完成予定のかるまい交流駅（仮称）完成までの間に何とか和解して決着をつけられるようにして、みんな、軽米町全員がかるまい交流駅（仮称）の完成を祝って、これからの新しい軽米町の未来を描いていきたいなどというふうに思いまして、今回の賛成の立場での討論とさせていただきたいと思っております。皆さん方、よろしく願いいたします。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第1号及び議案第2号に一部反対がありますので、採決は2回に分けて行います。

最初に、議案第1号 損害賠償請求事件に係る訴えの提起に関し議決を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第1号に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第1号は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第1号 損害賠償請求事件に係る訴えの提起に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第2号 令和4年度軽米町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第2号に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第2号は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第2号 令和4年度軽米町一般会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

◎閉会の宣告

○議長（松浦満雄君） 会議を閉じます。

これをもって第31回軽米町議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午後 3時09分）